

江府町不妊治療費助成のお知らせ

令和6年4月1日から、不妊治療に要した費用の一部助成について助成内容を拡充いたします。



対象者（いずれも満たす方）

- ・申請時に夫もしくは妻のいずれか一方またはその両方が1年以上継続して江府町に住所を有しており、婚姻の届出をしている夫婦または事実婚関係にある方
- ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、または被扶養者である方

助成金額

一般不妊治療（人工授精等）、生殖補助医療（体外受精等の特定不妊治療）の保険診療・保険診療外の治療費について、健康保険または県助成を除いた自己負担分を、町が助成いたします。

（ピンク色）の部分江府町の助成対象治療費、（水色）の部分県の助成対象治療費です。

① 保険診療のみ

助成額	上限 10万円/治療 1 回
対象年齢	妻が 42 歳以下
助成回数	回数制限なし

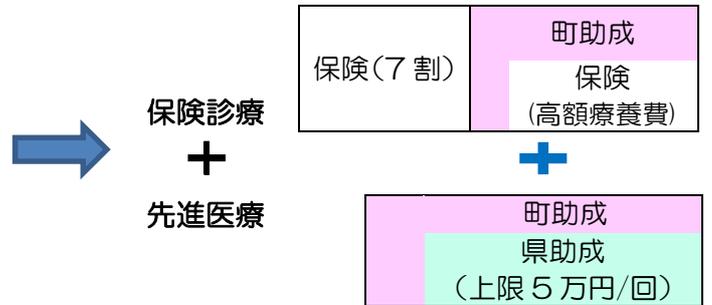
① 助成イメージ



② 保険診療と先進医療の併用

助成額	県の助成額を引いた額のうち 上限 15万円/治療 1 回
対象年齢	妻が 42 歳以下
助成回数	回数制限なし

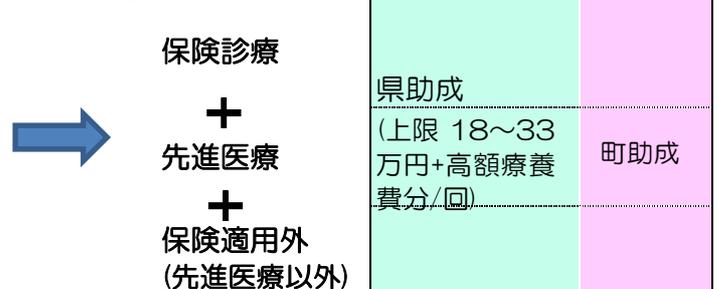
② 助成イメージ



③ 混合診療（保険適用外治療を併用）

助成額	県の助成額を引いた額のうち 上限 20万円/治療 1 回
対象年齢と回数	<ul style="list-style-type: none"> ・妻が 42 歳以下 →回数制限なし ・妻が 43 歳以上 →3 回まで

③ 助成イメージ



※②、③の場合は、最初に県の助成を申請し、交付決定を受けたのちに申請いただくようになります。

裏面もご覧ください。

申請期間

治療期間の治療終了日が属する年度内に申請してください。

(例：治療終了日・令和6年6月の場合、令和6年度中に申請)

ただし、1月～3月末までに県助成金を申請した場合は、翌年度の5月末まで申請できます。
令和5年度中に終了した治療については、令和5年度までの助成制度の対象となります。

申請方法・提出書類

治療を受けた医療機関等で証明を受け、申請書及びその他の書類とあわせて、江府町総合健康福祉センターまで申請してください。

助成①	助成②	助成③	提出書類	備考
○	○	○	江府町不妊治療費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号) 又は『特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書』(県申請複写)	申請者が記入してください。 ※原則口座名義人と同じ方
	○	○	『鳥取県特定不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書』の写し ※県の助成金を申請された方	通知書は県から送付されます。
○			一般不妊治療受診証明書 ※治療内容が一般不妊治療の場合	医療機関に記載を依頼してください。
○	○	○	特定不妊治療受診証明書 ※治療内容が特定不妊治療の場合 (県に提出されたものがある場合はその写し)	医療機関に記載を依頼してください。
○	○	○	不妊治療に係る領収書の写し	医療機関が発行されます。
※	※	※	事実婚関係に係る申立書 ※該当の方のみ	両人が必ず自署してください。
△	△	△	振込口座のわかるもの (金融機関、口座番号、口座名義人がわかるもの)	役場に登録がある方は、登録済口座に振入いたします。
○	○	○	認印	申請者の認印

治療終了後、書類がそろいましたら速やかに申請をお願いいたします。

申請・問い合わせ先

江府町総合健康福祉センター (江府町役場 住民生活課)

(電話) 0859-75-6111

〒689-4401

日野郡江府町大字江尾 2088 番地 3 江府町総合健康福祉センター 2 階